

いじめ対策・不登校支援等推進事業委託要項

平成 25 年 3 月 1 日
初 等 中 等 教 育 局 決 定
平成 26 年 2 月 6 日一部改正
平成 27 年 3 月 2 日一部改正
平成 28 年 2 月 25 日一部改正
平成 29 年 2 月 14 日一部改正
平成 30 年 2 月 27 日一部改正
平成 31 年 2 月 20 日一部改正
令和 2 年 2 月 19 日一部改正
令和 3 年 2 月 26 日一部改正
令和 4 年 2 月 22 日一部改正
令和 5 年 3 月 24 日一部改正
令和 6 年 3 月 28 日一部改正
令和 7 年 2 月 28 日一部改正

1. 趣 旨

近年、不登校児童生徒数、いじめ重大事態の発生件数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、生徒指導上の諸課題は、憂慮すべき状況にある。

本事業は、こうした状況を踏まえ、様々な生徒指導上の諸課題への対応策を調査研究し、その成果を普及することで、児童生徒の社会的資質や能力の育成等を図るものである。

2. 委託事業の内容

生徒指導上の諸課題について、以下の取組・対応策の先進的調査研究を実施する。

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- (2) いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

3. 事業の委託先

文部科学省は、本事業を都道府県・指定都市・市区町村(指定都市を除く。)教育委員会、大学などの研究機関、民間事業者等(以下「教育委員会等」という。)に委託する。

ただし、任意団体である場合については、以下の要件を満たす団体とする。

- ①定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

本事業の委託期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 教育委員会等が委託を受けようとするときは、事業計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、審査委員会等を設置して、上記により提出された事業計画書等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該教育委員会等と委託契約書を取り交わし、委託契約を締結する。なお、当該委員か

らの意見を踏まえ、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。また、審査委員会等は必要に応じ、教育委員会等に対し、調査研究の推進に係る指導・助言等を行うことができる。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。委託費はその額の確定後、教育委員会等の請求により支払うものとする。ただし、教育委員会等が特別な理由により事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、文部科学省が必要と認める場合には、委託契約額の全部又は一部を概算払いするものとする。
- (2) 契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約締結及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (3) 事業の委託を受けた教育委員会等は、事業計画等を変更しようとするときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保管する。
- (5) 文部科学省は、本事業の委託を受けた教育委員会等が委託要項若しくは委託契約書に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。

事業の一部を再委託しようとする場合は、事業計画書とともに再委託承認申請書を文部科学省に提出し、承認を受けるものとする。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする。（ただし、軽微な変更の場合を除く。）

なお、再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 事業計画の変更及び事業の廃止又は中止

- (1) 事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を文部科学省に提出し、承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が委託費の総額の20%未満の場合はこの限りではない。
- (2) 委託事業を廃止又は中止（以下「廃止等」という。）しようとするときは、委託事業廃止等承認申請書を文部科学省に提出し、承認を受けるものとする。

9. 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 本事業の委託を受けた教育委員会等は、事業を完了したとき（契約の解除又は廃止等したときを含む）は、委託事業完了（廃止等）報告書に、収支決算書、事業実施報告書及び支出を証する書類の写しを添付し、終了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出するものとする。
- (2) 事業の成果普及等のため、上記（1）で定める事業完了（廃止等）報告書等のほか、本事業の委託を受けた教育委員会等の取組について事例の提供等を文部科学

省に行うものとする。

1 0. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9 (1) により提出された事業完了（廃止等）報告書等について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、本事業の委託を受けた教育委員会等に通知するものとする。
- (2) 上記 (1) の確定額は、事業に要した決算額又は委託契約額のいずれか低い額とする。

1 1. 著作権等

- (1) 教育委員会等は、委託事業により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。
- (2) 上記 (1) の規定において、教育委員会等又は第三者が本契約前から保有していた権利及び汎用的な利用が可能な権利は、この限りでない。

1 2. その他

- (1) 教育委員会等においては、本調査研究の経過及び成果について、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、積極的に公開するものとする。
- (2) 文部科学省は、教育委員会等が実施する事業の内容が、委託事業の趣旨に反すると認められる場合は、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (3) 文部科学省は、委託事業の実施に当たり、教育委員会等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (4) 文部科学省は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (5) 教育委員会等は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。